

※内容については適宜更新しますので、最新版はホームページに掲載しているものをご確認ください。

更新日：令和元年8月2日

系列関係及び地域区分（従業員数）関係についてのQ & A

1 系列関係（資本関係又は人的関係）

1	Q この制限を加える理由は何か。
	A 公正な入札の執行の観点から、談合の未然防止と公平・公正な競争環境の確保するために、入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、同一入札への参加について一定の制限を加えることは必要であると考えます。

2	Q 系列関係に該当する場合を具体的に示してください。
	A 別紙「同一入札への参加制限のイメージ」をご参照ください。

3	Q 「役員」とは
	A 次のとおりです。 ①代表取締役 ②取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社の取締役を除く。） ③指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役 ④合名会社、合資会社又は合同会社の業務を執行する社員 ⑤法人格のある組合の理事 ⑥民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人 なお、監査役、執行役員は役員に該当しません。

4	Q 調査項目の「2 系列関係に関する事項」の「(3) その他」の資本関係又は人的関係と同視しうる資本的関係又は人的関係が認められる具体例は
	A ①組合とその構成員、②自社の役員が個人事業所の代表者を兼ねている、③自社の受任者が他の会社の受任者を兼ねている、④役員等が夫婦又は親子・兄弟姉妹（住所地が同一の場合に限る）の関係 等を指します。

5	Q 調査項目の「2 系列関係に関する事項」の「(3) その他」の、組合とその構成員に係る入札参加制限とは
	A 組合とその構成員（組合員）である法人（又は個人）との組み合わせが入札参加の制限対象となります。構成員（組合員）同士での入札参加は制限対象となりません。

6	Q 受任者とは
	A 本市との契約締結に係る権限が委任されている支店又は営業所等（の代表者）

7	Q 系列関係のある会社が長崎市の有資格業者に登録されていない場合は、調査票に記載する必要はないのか。
	A 調査票の提出日現在で、当該系列会社が本市の有資格業者に登録されていないのであれば記載する必要はありません。

2 地域区分（従業員数）関係

1	Q 従業員数の調査対象は全ての有資格業者か
	A 市内業者及び準市内業者のうち認定市内業者として登録を希望する法人を対象とします。 (対象) 調査項目 3(1)→市内業者の法人 調査項目 3(2)→市内業者の法人、準市内業者のうち認定市内業者として登録を希望する法人 調査項目 3(3)→市内業者の個人事業者 調査項目 3(4)→準市内業者のうち認定市内業者として登録を希望する法人

2	Q 従業員数の記載について具体的に示してください。
	A 別紙「従業員数の算出基準」をご参照ください。

3	Q 物品調達とは
	A 物品購入及び物品賃貸借のことを指します。

4	Q 市内の事業所の従業員とは、市内在住の従業員を指すのか
	A 市内に在住している従業員ではなく、市内の支店又は営業所等に雇用されている従業員のことを指します。

5	Q 従業員数とは
	A 給与の支払いを受ける従業員数です。アルバイト、パートも含まれます。 なお、無報酬の役員は含みません。

6	Q 非課税の事業所（社会福祉法人、NPO 法人など）の全従業員の算出方法は。
	<p>A 次のとおりです</p> <p>①市内のみに事業者がある法人 →調査票の提出日現在における全事業所の従業員数の合計です。</p> <p>②市内及び市外に事業所がある法人 →調査票の提出日現在における市内及び市外にある全事業所の従業員数の合計となりますが、当該事業所のうち、直近1年間で従業員の数に著しい変動がある場合（※）には、当該事業所の従業員数は、提出日前の1年間における月平均（調査票提出の属する月は1月として計算）で算出してください。</p> <p>※ 提出日前の1年間において、各月末（調査票の提出月については、当該提出日）の従業員数における最大の人数が最小の人数の2倍を超える変動がある場合</p>

7	Q 認定市内業者とは何か。
	<p>A 認定市内業者とは、「市内業者以外の者で、本市との契約締結に係る権限が委任されている支店又は営業所等を市内に有し、市内の事業所の従業員数が50人超である者（市内で5年以上事業継続している者に限る。）」です。（送付資料の別紙「2 地域区分の見直しの概要について」参照）</p> <p>物品調達を除き、原則、市内業者と同等の優先発注を受けることができます。</p> <p>調査項目の「3 従業員に関する事項」の「(4) 認定市内業者への登録希望の有無」への回答は、準市内業者を対象としております。</p>

3 その他

1	Q 市外業者で系列関係がない場合の回答は
	A 調査票の提出者及び記入担当者欄を記載し、調査項目の「1 系列関係の該当の有無」の、「なし」に○印のうえ、返信用封筒に封入して返送してください。なお、添付書類は不要です。

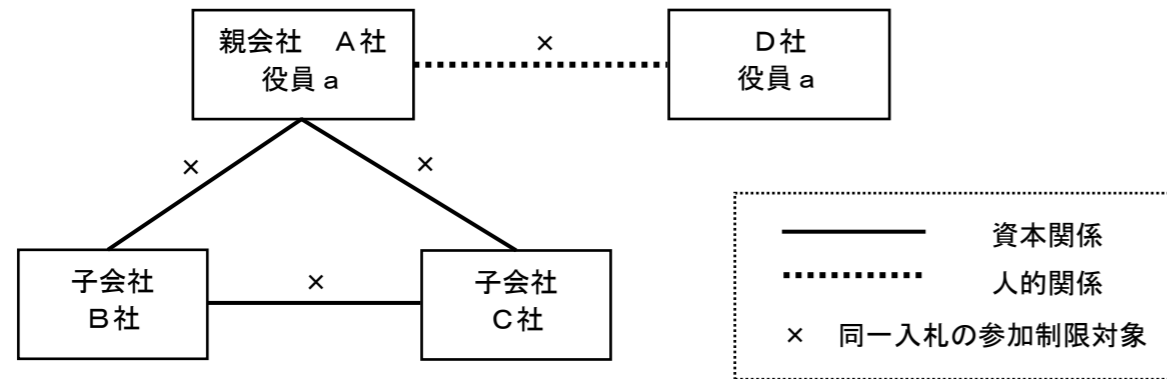
2	Q 市内業者で系列関係がない場合の回答は
	A 調査票の提出者及び記入担当者欄を記載し、調査項目の「1 系列関係の該当の有無」の、「なし」に○印をし、法人にあっては調査項目の「3 従業員数等に関する事項」の(1)及び(2)、個人事業者にあっては調査項目の「3 従業員数等に関する事項」の(3)に記載のうえ、添付書類とともに返信用封筒に封入して返送してください。なお、個人事業者は添付書類の提出は不要です。

3	Q 準市内業者で系列関係がない場合の回答は
	A 調査票の提出者及び記入担当者欄を記載し、調査項目の「1 系列関係の該当の有無」の、「なし」に○印のうえ、認定市内業者として登録を希望する法人の場合は、調査項目の「3 従業員数等に関する事項」の(2)及び(4)に記載のうえ、添付書類とともに返信用封筒に封入して返送してください。認定市内業者として登録を希望しない法人の場合は、調査項目の「3 従業員数等に関する事項」への回答は不要です。

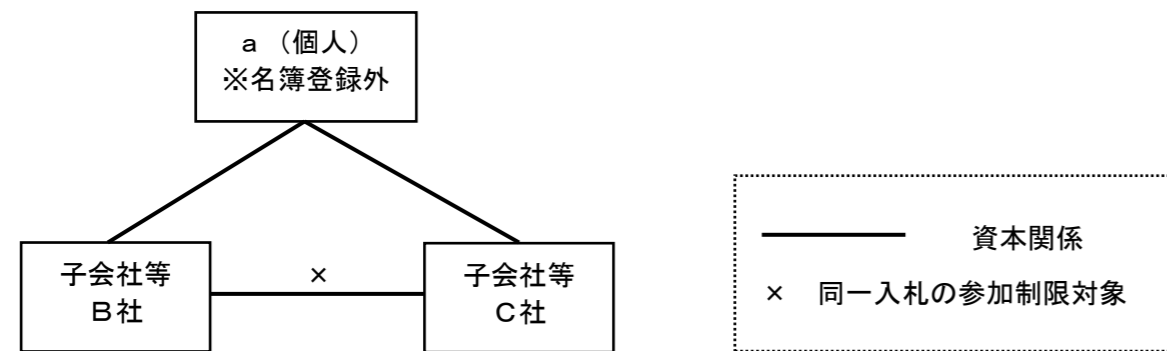
4	<p>Q 調査票提出後に誤りがあった場合は。</p> <p>A 調査票の内容に誤りがあった場合は、制度開始前であればHPから調査票をダウンロードし、正しい内容を記載のうえ提出してください。</p> <p>制度開始後であれば、別途HPで案内する手続きに従って必要書類をご提出ください。</p> <p>なお、調査票提出後に変更があった場合でも、現在の登録内容に影響のないものであれば、改めての提出は不要です。</p> <p>【制度開始時期】</p> <p>系列関係にある会社等の入札制限：令和元年10月1日、地域区分の見直し：令和元年11月1日</p> <p>【再提出不要の事例】</p> <p>従業員数に増減があったが地域区分に変更がない場合</p>
---	--

○同一入札への参加制限イメージ

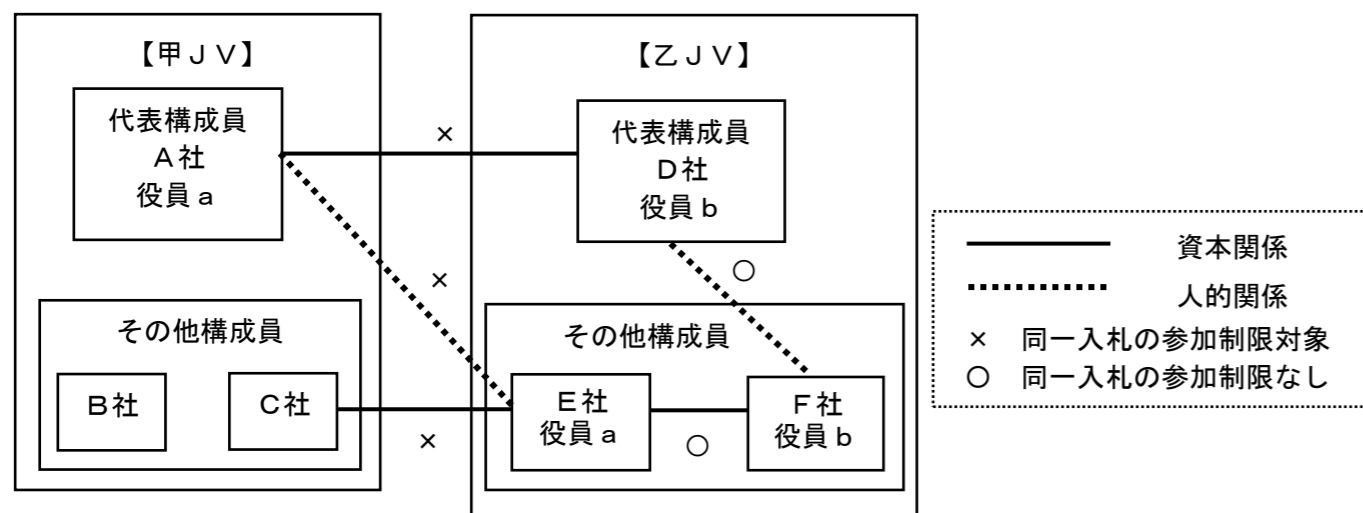
例1) 親会社・子会社の関係に該当する場合、役員等が同一人の場合



例2) 個人が議決権の過半数を有する子会社等同士に該当する場合

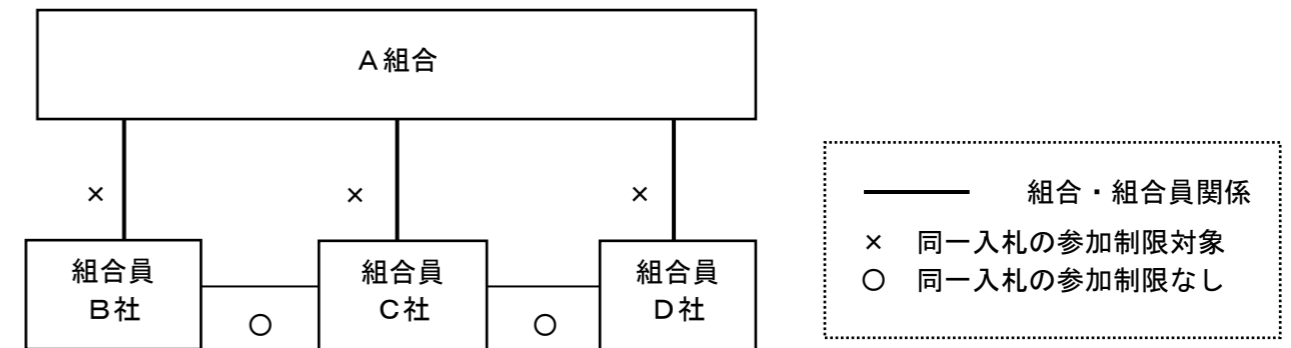


例3) 他のJVの構成員と資本・人的関係がある場合



※同一JVの構成員間で資本・人的関係があっても参加制限はなし。

例4) 組合とその組合員に該当する場合



資本関係がある場合とは・・・

- 資本関係がある場合とは、親会社等が子会社等の経営を支配している場合をいいます。「経営を支配」とは、次のような場合です。
- 親会社等が子会社等の議決権の50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有※1する場合
 - 親会社等が子会社等の議決権の40%以上を自己の計算で所有し、かつ、次の(1)～(5)のいずれかに該当する場合
 - 親会社等の子会社等の議決権に対する自己所有等議決権数※2の割合が50%超
 - 子会社等の取締役会の構成員の過半数が親会社等の役員・業務執行社員・使用人（親会社等の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己の配偶者又は二親等内の親族を含む。）
 - 親会社等が子会社等の重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
 - 負債総額に占める親会社等が行う融資（債務保証等を含む。また、親会社等と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資を含む。）の割合が50%超
 - その他親会社等が子会社等の重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
 - 親会社等の子会社等に対する自己所有等議決権割合が50%超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）の場合
- ※1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。
- ※2 「自己所有等議決権数」とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、自己と同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の議決数の合計をいう。

「親会社」、「子会社」などの用語の定義については、会社法（平成17年法律第86号）及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）による。

従業員数の算出基準

※ 調査票の従業員数については、市内業者（法人に限る。）及び「認定市内業者」として登録を希望する準市内業者のみ記載してください。

【全従業員数の算出】

給与の支払いがある従業員数の合計を記載のこと。記載する人数は次のとおり。

1 法人住民税の申告実績のある法人

(1) 長崎市内のみに事業所がある法人 長崎市に提出した直近の法人市民税申告書第 20 号様式の「長崎市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」の「合計」欄に記載の人数

(2) 長崎市内及び長崎市外に事業所がある法人 長崎市に提出した直近の法人市民税申告書第 20 号様式の「分割基準/当該法人の全従業者数」の「合計」欄に記載の人数

2 法人住民税の申告実績のない法人

調査票の提出日現在の全従業員数

※ 長崎市内及び長崎市外に事業所がある法人で、法人設立後、各月末（調査票提出月については、当該提出日）の従業員数における最大の人数が最小の人数の 2 倍を超える事業所があるときは、当該事業所の従業員数は、月平均（調査票提出日の属する月は 1 月として計算）の従業員数とする。

【市内の事業所の従業員数の算出】

給与の支払いがある従業員数の合計を記載のこと。記載する人数は次のとおり。

1 法人住民税の申告実績のある法人

(1) 長崎市内のみに事業所がある法人 長崎市に提出した直近の法人市民税申告書第 20 号様式の「長崎市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」の「合計」欄に記載の人数

(2) 長崎市内及び長崎市外に事業所がある法人 長崎市に提出した直近の法人市民税申告書第 20 号様式の「分割基準/左のうち長崎市分の従業者数」の「合計」欄に記載の人数

2 法人住民税の申告実績のない法人

調査票の提出日現在の市内従業員数

※ 長崎市内及び長崎市外に事業所がある法人で、法人設立後、各月末（調査票提出月については、当該提出日）の従業員数における最大の人数が最小の人数の 2 倍を超える事業所があるときは、当該事業所の従業員数は、月平均（調査票提出日の属する月は 1 月として計算）の従業員数とする。